

令和5年度 千葉市防災会議 議事録

1 会議の名称

令和5年度 千葉市防災会議

2 開催日時

令和5年11月22日（水） 午前10時30分～午前11時30分

3 会議の方法

対面及びWEB会議（ZOOM）

4 開催場所

千葉市役所高層棟3階 危機管理センター内 関係機関調整室

5 出席委員等

(1) 出席委員48名（別表のとおり）

(2) 事務局

國方危機管理部長、中野危機管理課長、櫛引緊急対策室長、
須崎防災対策課課長補佐

(3) その他

聴講・随行者23名
傍聴者1名

6 議題

千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正について

7 議事の概要

議題について、事務局から資料を用いて委員に説明を行い、原案のとおり承認された。

8 会議の経過

(1) 開催【國方危機管理部長】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度千葉市防災会議」を開催いたします。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、本会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は危機管理部長の國方でございます。全体進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、報道機関の皆様にご協力のお願いでございます。撮影は冒頭の会長あいさつまでとさせていただきます、会議中の撮影は控えていただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、お配りしております傍聴要領をお読みになり、注意事項を守って傍聴いただくようお願いいたします。

本日の会議ですが、千葉県情報公開条例第25条の規定により「公開」となっております。

(2) 会議の成立を確認【國方危機管理部長】

本日、ウェブ参加委員を含めて48名の委員にご出席いただいております。委員総数72名の半数を超える出席となりますので、千葉県防災会議運営要綱第3条第2項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本来であれば本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただくところですが、お時間の関係もありますので、お手元にお配りしてございます出欠者名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここで、千葉県防災会議の会長であります、神谷市長より、ご挨拶を申し上げます。

(3) 会長（市長）挨拶【神谷市長】

ただいま紹介にあずかりました、千葉市長の神谷でございます。

本日は、本市の防災会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、関係機関等の皆様におかれましては、日頃より本市の防災行政に多大なるご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本市では、本年、総合防災拠点として、免震構造の採用など災害に強い新庁舎の整備に合わせて、皆様にお集まりいただいた、この危機管理センターを新しく設置し、日々、災害に備えているところです。また、本年4月には、災害救助法における救助実施市の指定を受けており、県に代わって、救助実施者として、今まで以上に主体的に災害対応を行うこととなりました。

さて、近年の気候変動に伴い、全国各地で台風や記録的な大雨による被害が発生し、住民の皆様の生活に甚大な影響を及ぼす事態となっております。

本年9月8日に発生した令和5年台風13号では、茂原市や大網白里市など県内の多くの地域で浸水被害が発生し、一部地域では災害救助法の適用を受けるなど、大きな災害となりました。

本市においても災害対策本部を設置し、土砂災害や河川の氾濫のリスクが高まったことから、対象地域への避難指示を発令するとともに、避難所を開設し、避難者の受け入れを行ったところです。

本市の被害としては、床上浸水11件、床下浸水23件のほか、道路冠水等の被害も多数報告されておりますが、危機管理センターの新たな設備や情報システムを効率的に活用し、市民の生命・財産を守るため、全庁をあげて応急対策に取り組むとともに、農業施設等の復旧や被災された農家の方への支援など、災害復旧、被災者支援についても対応しているところです。

また、風水害だけでなく、地震に対する備えも必要です。関東大震災の発災から100年の節目となる本年は、能登半島においては最大震度6強の揺れを観測する地震が発生したほか、各地で多くの地震が観測されており、首都直下地震の切迫性が指摘されている本市では、引き続き、地域防災計画等に基づいた各対策を着実に進めて

いく必要があります。

本日の会議では、この地域防災計画等の修正案について、防災会議委員の皆様の豊富な知見等による様々なご意見を頂戴し、より実効性のある計画としたいと考えております。

本市の防災力を高めるためには、行政だけの力では限界があり、市民の皆様方に関わる自助・共助の強化、そして、本日お集りいただいた関係機関の皆様との連携強化が非常に重要となります。

引き続きご支援、ご協力を賜りたいと考えておりますので、本日の私どもの説明に関しましても、忌憚の無いご意見をお寄せいただき、有意義な会議となれば幸いです。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(4) 議題と会長による議事進行について説明【國方危機管理部長】

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は議題1件を予定しております。

議事の進行につきましては、千葉県防災会議運営要綱第3条第1項の規定により、会長であります神谷市長が議長を務めさせていただきます。

神谷市長よろしくお願いいたします。

(5) 議事の進行【神谷市長】

それでは、千葉県防災会議運営要綱第3条の規定に従いまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

早速でございますが議事に入らせていただきます。

はじめに、議題の「千葉県地域防災計画及び千葉県水防計画の修正について」事務局から説明をお願いします。

(6) 議題の説明【中野危機管理課長】

それでは事務局からご説明いたします。私は危機管理課長の中野でございます。

資料1「令和5年度 千葉県防災会議説明資料」をご覧ください。

2ページをお願いします。

計画の修正概要の説明に入る前に、まずは「計画の構成」についてご説明いたします。

千葉県地域防災計画は、災害対策基本法に基づきまして、本市の災害対応の基本的かつ総合的な計画として、この防災会議が作成する計画となっています。

資料の左上に記載のとおり、計画は、災害の予防対策と復旧対策をまとめました「共通編」、災害発生後の応急活動をまとめました「災害応急対策編」、関連する参考資料をとりまとめました「共通資料編」の3編から構成されておりまして、さらに、災害応急対策編は、災害種別で整理しており、地震対策計画、風水害等対策計画、大規模事故災害対策計画から構成されております。

資料の右側に記載のとおり、国の「防災基本計画」、「千葉県地域防災計画、水防計画」、本市の総合計画である「千葉市基本計画」と整合を図るとともに、その内容は本市の各部署で作成している対応マニュアルのほか、防災関係機関別の計画やマニュアル、また、部門計画、例えば、本日ご審議いただく予定の水防計画などに反映されて

おります。

3ページをお願いします。

「2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正」につきましてご説明いたします。

「主な修正項目」といたしましては、「(1) 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正」、「(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に伴う修正」、「(3) 国の防災基本計画改正を踏まえた修正」、「(4) 千葉県地域防災計画改正を踏まえた修正」、「(5) その他所要の修正」の5項目となります。

なお、修正にあたりましては、事前に防災会議の幹事の方々へ、計画修正案に対する意見照会をさせていただいております。本日ご説明いたしますのは、そのご意見を踏まえた内容となっております。

4ページをお願いします。

計画の修正についてご説明する前提といたしまして、「災害救助法及び救助実施市の概要」についてご説明いたします。

「災害救助法は、発災後の応急期の救助に対応するための法律」で、「災害により一定規模の住家の滅失や、生命・身体への危害又はその恐れが生じた場合に、都道府県等が救助の実施主体となるとともに、救助費用の一部を国が負担」するものでございます。

本市では、東日本大震災と令和元年の3つの風水害、房総半島台風、東日本台風、10月25日の大雨につきまして、災害救助法の適用を受けておりますが、当時の救助実施者は千葉県となっております。

次に、救助実施市の概要といたしましては、政令指定都市が、「救助実施市の指定を受けることにより、都道府県に代わって救助の実施主体となり、災害救助法適用の判断・決定を自ら行うことができる」ようになります。

本市では、本年4月からこの救助実施市に指定されておりますので、今後、災害救助法が適用されるような災害が発生した場合には、本市が救助実施者といたしまして、これまで以上に、千葉市民のニーズに直結しました、迅速で的確な応急救助の実施が可能となるものと考えております。

5ページをお願いします。

災害救助法に定められた「救助の種類」は資料に記載のとおり限定されております。

「災害が発生した段階の救助」と、資料の下から2行目となりますが、「災害が発生するおそれ段階の救助」では、対象となる、救助の種類は異なります。

「災害が発生した段階の救助」につきましては、まず代表的なものとして、「避難所及び応急仮設住宅の供与」、「炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」など、以下は資料に記載のとおりとなっておりますが、下から2行目、「災害が発生するおそれ段階の救助」では、台風の接近が予測される場合におきまして、事前に広域的な避難をされる方などを想定といたしました「避難所の供与」が救助の対象となっております。

6ページをお願いします。

こちらが修正項目の「(1) 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正」の内容となります。

まずは「救助実施者の修正」です。

災害救助法の救助実施者をこれまでの千葉県から千葉市に修正いたします。

次に「災害救助法適用手続きの追記」です。

災害救助法適用に至るまでの具体的な手続きを新たに追記いたします。

7ページをお願いします。

こちらにも2つ目の計画修正項目についてのご説明の前に、まずは「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策とは」 どのようなものかについてご説明します。

国では、日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域、資料の地図では、房総半島の東方沖から択捉島の東方沖まで、「日本海溝・千島海溝」として線が引かれておりますが、この地域は著しい地震が発生するおそれがあるため、各自治体に対して、推進計画の作成を求めています。

本市におきましても、令和4年9月の中央防災会議を経て、東日本大震災で震度6弱の揺れを観測していたため、同地域に指定されております。

8ページをお願いします。

こちらが修正項目の「(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に伴う修正」の内容となります。

法の規定に基づく推進計画に盛り込む内容といたしまして、例えば、地震防災上緊急に整備すべき施策等に関する事項や、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等につきまして、地域防災計画内に既存の対策を整理いたします。

9ページをお願いします。

「(3) 国の防災基本計画改正を踏まえた修正」の1点目、「災害ケースマネジメントの仕組みの整備について追記」いたします。

災害ケースマネジメントとは、「一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組」と定義されております。

この取組は東日本大震災や熊本地震等の災害において、地方公共団体が主体となって実施されるようになった取組で、それまでは、申請に基づき支援を提供するという手法でしたが、訪問等により被災者の状況を積極的に把握するという手法により、被災された方々の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援していくものです。

本市では、今後、千葉県や他都市の状況を確認しながら、庁内関係課や関係団体等とこの災害ケースマネジメントの仕組みづくりについて検討していくこととしております。

「(3) 国の防災基本計画改正を踏まえた修正」の2点目といたしましては、気象庁が令和5年2月から緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加してことに伴いまして、市の配備基準に長周期地震動階級を追加いたします。

この長周期地震動とは、揺れが1往復するのにかかる時間、「周期」が長い大きな揺れのことです。特に、高層ビルは大きく長時間揺れ続けることがあり、また、遠くまで伝わりやすいという性質があります。

長周期地震動階級は最大で4ですが、3以上を予測した場合に緊急地震速報が発表となり、実際に3以上の発表があった場合に市では配備体制をとることになります。

10ページをお願いします。

「(4) 千葉県地域防災計画改正を踏まえた修正」の1点目です。

「危険が確認された盛土について、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う旨を追記」いたします。

これは、令和3年7月、熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じたことを受け、盛土等に伴う災害から人命を守るための取組について新たに記載しております。

「(4) 千葉県地域防災計画改正を踏まえた修正」の2点目といたしましては、「安否不明者の氏名等を公表することを追記」いたします。

令和5年3月に内閣府が「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を作成し、地方公共団体が安否不明者の氏名等を公表できる条件が明示されたことから、本市においても、千葉県と同様に、災害時に救出・救助のためには安否不明者の氏名情報等は原則公表とするものでございます。

11ページをお願いします。

「(5) その他所要の修正」といたしましては、地域防災計画には富士山の噴火を想定した、火山災害対策がございしますが、その中に「降灰による健康被害等や生活への影響に関する市民への呼びかけ、注意喚起例を追記」するほか、組織改正の反映やデータ更新を行います。

12ページをお願いします。

ここからが「3 令和5年度千葉市水防計画の修正」となります。

「主な修正項目」といたしましては、「(1) 千葉県水防計画の改正に伴う修正」と「(2) その他所要の修正」の2項目となります。

13ページをお願いします。

「(1) 千葉県水防計画の改正に伴う修正」といたしまして、水防団等による「水防活動が長時間にわたるときの団員の交代など安全配慮について追記するとともに、千葉県がホームページ等で公表している河川の浸水想定区域図について新たに追記いたします。

なお、千葉県が浸水想定区域図を公表している河川といたしましては、本市のエリアでは、都川、村田川、南白亀川、高崎川、花見川、勝田川、菊田川、浜田川、浜野川、生実川となっております。

14ページをお願いします。

「(2) その他所要の修正」といたしまして、組織改正の反映やデータ更新を行います。

15ページをお願いします。

次に、「4 パブリックコメント手続の結果概要」についてご説明いたします。

対象施策は、ただいまご説明いたしました、地域防災計画(案)と水防計画(案)で、期間は、平成5年10月2日から11月1日までとなります。

16ページをお願いします。

「募集結果」といたしまして、お一人の方から12件のご意見をいただきました。

「意見の内訳」といたしましては、「共通編」8件、「地震対策計画」2件、「風水害・

雪害・火山災害対策計画」2件となっております。

いただいたご意見の「反映状況」につきましては、誤記等の修正を含めまして、「修正案へ反映する意見」が8件、「修正案へ反映しない意見」が4件となっております。

17ページをお願いします。

「提出された主な意見」といたしまして、修正するものと修正しないものそれぞれ1件ずつご紹介いたします。

資料の上段、修正するものといたしまして、「意見の概要」は、「伊勢湾台風級だけでは、台風の規模がわからないので、台風の強さや大きさがわかるように、計画上の記載を修正する必要があると考える」というもので、「事務局の考え方」といたしましては、伊勢湾台風級として、資料のカッコ内の数値、「930hPa以上又は最大風速50m/s以上」という数値を新たに追記することといたしました。

次に、資料の下段、修正しないものといたしましては、「意見の概要」は、「ブロック塀に限らず、一般社団法人千葉市建設業協会への協力要請を行う必要があると考える」というもので、「事務局の考え方」といたしましては、千葉市建設業協会におかれましては、すでに地域防災計画内において、道路・河川等公共施設の応急対策等について協力を行うことを記載しておりますので、修正案のとおりといたします。

なお、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえまして、計画の各修正内容につきましては、本日、「当日配布資料」としてお配りいたしました、「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への意見の概要と市の考え方」に記載してありますので、後ほどご確認ください。

また、提出されたすべての「意見の概要」と「意見に対する事務局の考え方」につきましては、本市のホームページにおいて公表いたします。

18ページをお願いします。

最後に「5 今後のスケジュールについて」です。

このあとご審議いただきますが、その結果を踏まえまして、12月上旬に「計画の決定」、「修正の通知、公表」とさせていただきます。

また、3月には地域防災計画の「共通資料編の修正」を予定しております。

事務局からの説明は以上となります。

ご審議よろしくお願いたします。

(7) 議題に関する意見等の確認【神谷市長】

それでは、議題につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いたします。

挙手、また、WEB参加の場合は、挙手ボタンを押してお知らせください。

こちらから指名されましたら、団体名とお名前を仰っていただいた後に、ご発言ください。

(出席者からの発言無し)

(8) 議題以外に関する意見等の確認【神谷市長】

せっかくの皆様がお集まりの機会ですので、議題について、ご確認したいことやお気づきになったことなどでも、何かございましたらご発言いただければと思います。

(9) 原案の承認【神谷市長】

それでは、ご質問等無いようでございますので、議題そのものにつきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(出席者からの発言無し)

それでは、議題「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正について」は、原案のとおり決定いたします。

今後は、本日の防災会議の結果を踏まえ、両計画を決定させていただきますので、ご承知おきください。

なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任願います。

以上で千葉市防災会議の議事進行を終了させていただきます。

皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは進行を事務局へ返します。

(10) 閉会【國方危機管理部長】

皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

本市の地域防災計画及び水防計画につきましては、今後も、国や千葉県の動向などを踏まえながら、修正を進めてまいりますので、ご意見・ご指導をよろしく願いたします。

以上をもちまして、「令和5年度千葉市防災会議」を終了させていただきます。ありがとうございました。

(別表)

千葉市防災会議（令和5年11月22日）出席者名簿

会長 千葉市長 神谷 俊一

(敬称略)

No.	条例第3条 第5項の区分	機関名	職名	氏名	備考
1	指定地方行政 機関の職員	関東財務局千葉財務事務所	所長	(欠席)	
2		関東農政局千葉県拠点	地方参事官	寛 直樹	
3		関東運輸局千葉運輸支局	支局長	(欠席)	
4		第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	千葉海上保安部長	稲田 健二	
5		銚子地方气象台	气象台長	永田 眞一	
6		関東地方整備局千葉国道事務所	事務所長	藤井 和久	
7		千葉労働基準監督署	署長	(欠席)	
8	千葉県知事の 部内の職員	千葉県防災危機管理部	次長	座間 勝美	
9		千葉県千葉土木事務所	所長	秋元 仁	
10		千葉県千葉港湾事務所	所長	大村 晃	
11		千葉県企業局千葉水道事務所	所長	並木 武史	
12	千葉県警察官	千葉県警察	千葉市警察部長	武内 龍一郎	
13		千葉県警察	千葉中央警察署長	(欠席)	
14		千葉県警察	千葉東警察署長	(欠席)	
15		千葉県警察	千葉西警察署長	(欠席)	
16		千葉県警察	千葉南警察署長	(欠席)	
17		千葉県警察	千葉北警察署長	(欠席)	
18	市長の部内の 職員	千葉市	副市長	大木 正人	
19		千葉市	副市長	青柳 太	
20		千葉市	危機管理監	相楽 俊洋	
21		千葉市	総務局長	大野 和広	
22		千葉市	総合政策局長	峯村 政道	
23		千葉市	財政局長	山元 隆司	
24		千葉市	市民局長	那須 一恵	WEB
25		千葉市	保健福祉局長	今泉 雅子	WEB
26		千葉市	こども未来局長	宍倉 和美	WEB
27		千葉市	環境局長	宮本 寿正	WEB
28		千葉市	経済農政局長	橋本 直明	WEB
29		千葉市	都市局長	藤代 真史	WEB
30		千葉市	建設局長	水間 明宏	WEB
31		千葉市	水道局長	橋本 欣哉	WEB
32		千葉市	病院事業管理者	山本 恭平	WEB

No.	条例第3条 第5項の区分	機関名	職名	氏名	備考	
33	市長の部内の 職員	千葉市	会計管理者	裕戸 利一	WEB	
34		千葉市	中央区長	松浦 良恵	WEB	
35		千葉市	花見川区長	折原 亮	WEB	
36		千葉市	稲毛区長	貞石 渡	WEB	
37		千葉市	若葉区長	柿崎 恵司	WEB	
38		千葉市	緑区長	長瀬 正一	WEB	
39		千葉市	美浜区長	中島 千恵	WEB	
40		教育長	千葉市教育委員会	教育長	鶴岡 克彦	WEB
41	消防長及び	千葉市消防局	消防局長	白井 一広	WEB	
42	消防団長	千葉市消防団	団長	佐藤 薫		
43	定公共機関又は 指定地方公共 機関の職員	日本郵便(株)千葉中央郵便局	千葉中央郵便局長	(欠席)		
44		東日本旅客鉄道(株)	千葉営業統括 センター副所長	高橋 憲	WEB	
45		東日本電信電話(株)	千葉事業部 千葉支店長	(欠席)		
46		日本赤十字社千葉県支部	事務局長	(欠席)		
47		日本放送協会千葉放送局	局長	(欠席)		
48		日本通運(株)千葉支店	所長	渡邊 英樹		
49		東京電力パワーグリッド (株)千葉総支社	千葉総支社長	(欠席)		
50		東京ガス(株)千葉支社	支社長	(欠席)		
51		大多喜ガス(株)供給部千葉事業所	所長	高橋 憲	WEB	
52		東日本高速道路(株) 関東支社千葉管理事務所	所長	(欠席)		
53		京成電鉄(株)	京成千葉駅長	渡邊 好治		
54		千葉都市モノレール(株)	専務取締役	(欠席)		
55		(一社) 千葉県トラック協会	専務理事	(欠席)		
56		(一社) 千葉県バス協会	専務理事	(欠席)		
57		千葉テレビ放送(株)	取締役報道局長	梶野 元延		
58		(株)ベイエフエム	本社営業局次長	(欠席)		
59		(公社) 千葉県LPガス協会	会長	小倉 晴夫		
60		(公社) 千葉県看護協会	専務理事	井上 恵子	WEB	
61		自主防災組織を 構成する者又は 学識経験のある者	(大) 千葉大学	教授	(欠席)	
62			淑徳大学 総合福祉学部	准教授	(欠席)	
63	(福) 千葉市社会福祉協議会		常務理事	矢澤 正浩	WEB	
64	災害救援ボランティア推進委 員会千葉市SLネットワーク		代表	浅岡 隆		

No.	条例第3条 第5項の区分	機関名	職名	氏名	備考
65	その他市長が 必要と認める者	(一社) 千葉県医師会	副会長	(欠席)	
66		陸上自衛隊高射学校	陸上自衛隊高射教導 隊本部管理中隊長	金井 守	
67		千葉県町内自治会連絡協議会	会員	(欠席)	
68		千葉商工会議所	常務理事	佐久間 正敏	
69		(一社) 千葉県歯科医師会	会長	(欠席)	
70		(一社) 千葉県薬剤師会	理事	丸 宗孝	WEB
71		(一社) 千葉県建設業協会	防災担当副会長	石井 義明	
72		千葉県女性団体連絡会	会長	仙波 慶子	